第 32 回日中業務交流 業 務 交 流 I 2013 年 10 月 23 日

国立国会図書館調査及び立法考査局の概要と最近の動き

国立国会図書館 調査及び立法考査局 調査企画課連携協力室長 野口 貴弘

はじめに

国立国会図書館は、国会に附属する機関として、国会に対するサービスを第一義的な任務としており、全館体制で対応しています。ここでは、その中心的役割を担う調査及び立法考査局の概要と最近の活動内容についてご説明申し上げます。

1 国立国会図書館調査及び立法考査局の概要

(1) 国会サービスの特徴とサービス対象

国立国会図書館は、国会の附属機関として1948年に設立されました。当時、科学的調査に基づく国政審議の必要性から、強力な調査機能を備えた本格的な議会図書館の設置を求める国会議員の要請を背景に、アメリカ合衆国の議会図書館(Library of Congress)をモデルとして発足しました。発足に際しては、既存の貴族院、衆議院の図書館の蔵書を母体とし、また帝国図書館(行政府に属する当時の国の中央図書館)を吸収することとなり、国会の図書館であるとともに、国の中央図書館としての機能も併せ持つこととなりました。納本制度により収集された資料は、国会への奉仕と国民への奉仕の両方に用いられています。

このような背景のもと、国立国会図書館の国会サービスは、調査及び立法考査局が提供する「立法調査サービス」と所蔵資料の貸出し、複写等の「図書館サービス」から成り、 関西館や国際子ども図書館を含めた全組織を挙げて対応しています。

全ての国会議員及び国会議員を支える議員秘書、政党の政策スタッフや衆議院・参議院 事務局のスタッフをサービス対象としています。

(2) 調査及び立法考査局の組織

調査及び立法考査局は、12の調査室、14の課、2つの課内室(連携協力室及び科学技術室)及び国会分館で構成されています。衆議院・参議院両院の常任委員会の構成等を考慮して、調査を担当する調査室・課が設置されています。

このほか、本館内に国会議員専用の議員閲覧室・議員研究室を設置し、国会議員自らが

来館して、資料の閲覧や調査研究を行うための環境を整備しています。また、国会分館は 国会議事堂内に設けられた小規模な図書館であり、国会議員や議員秘書、国会職員に対す る最前線の図書館として、特に迅速な文献提供サービスを行っています。

現在、調査及び立法考査局には、190人の職員が配属されており、うち約100人が専門的な調査業務に従事し、それ以外の職員が組織の管理運営、簡易な調査及び資料管理等の業務に従事しています。

(3) 立法調査サービスの特徴

各調査室には、専門調査員、主幹及び主任調査員を配置し、重要な依頼調査や専門的かつ高度な予測調査を行うとともに、各室に対応する課に対し助言や指導を行っています。

一方、各課では、課長の下にそれぞれの専門分野を担当する調査員が配置され、国会議 員からの依頼調査や予測調査に取り組んでいます。

このような人的資源と、法定納本制度等によって収集した膨大な資料や各種データベース等を最大限活用して、専門的かつ高度な立法調査サービスを行っています。2006年2月に「国会サービスの指針」を策定(2012年1月改訂)し、行政府から独立した「立法府のブレーン」、「議員のための情報センター」としての役割の拡充強化を打ち出し、調査及び立法考査局を中心に全館を挙げてその実現に努めています。

(4) 依頼調査

依頼調査は、個々の国会議員や委員会、政党等からの依頼に基づいて行う調査です。依頼調査の内容は、政治、経済、文化、科学技術等、国政上の問題すべてにわたり、調査に長時間を要するものから、直ちに回答を求められるものまで千差万別です。回答方法も、詳細な調査報告の提供から、文献の貸出・複写、面談による説明や議員主催の会議に参加して説明するものなど多種多様です。当館の豊富な蔵書等を背景として、様々な政策分野における内外の文献を駆使した調査、とりわけ法制度や政策の海外との比較といった調査が特色と言えます。

2012 年度の依頼調査の処理件数は約37,000 件であり、約6,600 件の調査報告書を作成、約700 回の議員面談を行っています。ここ数年の処理件数の推移をみると、2008 年の約47,000 件をピークに、東日本大震災が起きた2011 年を除き、減少傾向にあります。これは、後述するように、有用な商業データベースを議員事務所から議員自らが検索できるようにするなど国会議員の情報環境の整備を進めたことが大きな要因であると考えています。

依頼調査の回答では、「党派的、官僚的偏見」は排除すべきことが求められ(国立国会図書館法第 15 条第 2 号)、依頼についての秘密(誰がどのような依頼をしたのか)は厳守されることとなっています。

(5) 予測調査

予測調査は、国会において論議の対象になると予測される事項について、自発的に行う

調査です。その成果を様々な刊行物に編集して、国会議員に提供しています。

『調査と情報―ISSUE BRIEF―』は、国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を 10 ページ程度に簡潔にとりまとめた小冊子です。1 号 1 テーマで、短時間で問題のポイントを的確に理解できるよう書かれています。『レファレンス』は、国政課題の経緯、分析、論点整理や関連の外国事情の考察等、国政の中長期的課題に関する調査論文を掲載した月刊誌で、各調査室の専門調査員が中心となって執筆します。『外国の立法』は、諸外国の立法動向を中心に紹介するもので、関係法令の翻訳等に解説を加えたものを主な内容とする季刊版と、諸外国の立法動向を簡潔に速報的にまとめた月刊版(2008 年 4 月以降刊行)があります。また、これらの刊行物は、総合調査室や執筆者の属する調査室・課の専門調査員や課長などによる「査読」を必ず行い、内容の正確性や適時性、中立性などに関して万全を期すこととしています。

このほか、国政の長期的・主題横断的な重要課題については、関係各調査室・課の職員からなるプロジェクトチームを編成し、必要な場合外部の研究者の参加も得て、「総合調査」を実施し、成果を取りまとめて刊行しています。2013年度は、「21世紀の地方分権」をテーマとし、道州制をめぐる議論を中心に地方自治制度の諸課題について分野横断的な調査を行っています。また、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供する『基本情報シリーズ』等も刊行しています。これらは『調査資料』というシリーズタイトルのもとで刊行しています。

先にご紹介した依頼調査の回答から、予測調査のテーマを選定したり、調査の蓄積が行われることも多くあります。一方で、予測調査の成果を依頼調査の回答に用いたり、刊行物を読んだ議員が関連する調査を依頼してくることもよくあります。このように、予測調査と依頼調査は相互作用的な存在であると言えます。

(6) 情報の電子的提供

近年では情報の電子的な提供にも力を入れています。2008 年から国会向けのホームページ「調査の窓」を開設し、先ほどご紹介した刊行物の電子版や各種データベースの提供を開始しました。データベースは、当館の蔵書検索・申込システム NDL-OPAC をはじめ、当館が作成・維持する国会会議録検索システム(後述)や日本法令索引、新聞記事等が検索できる商業データベースが利用できます。依頼調査の申込みも「調査の窓」から行えるようになっています。

また、前述の「国会サービスの指針」を 2012 年 1 月に改訂した際に、国民と国会をつなぐ役割の拡充強化も表明しており、先ほどご紹介した刊行物の電子版や国会会議録検索システム等を国立国会図書館のホームページで一般国民に提供しています。

2 最近の動き

(1) 政策セミナー、国際政策セミナーの実施

2007年度から、国会議員及び議員秘書に対して、当館職員が予測調査の成果を解説する

「政策セミナー」を年間 20 回程度開催しています。時宜を得たテーマを設定し、各回 1 時間程度で簡潔に国政課題を解説します。参加した国会議員や議員秘書からは、短時間に概要を把握でき、論点や課題の整理に役立つものとして好評を得ています。

また、2005年度から、「総合調査」の一環として海外から専門家を招き、「国際政策セミナー」を開催しています。2012年度は、総合調査「日米関係をめぐる動向と展望」の一環として、国会議員・国会関係者等向けのセミナー及び一般公開のセミナーを実施しました。

(2) 科学技術に関する調査プロジェクト

「科学技術創造立国」を目指す我が国にとって、科学技術の振興に取り組むことが重要な課題となっており、この国政課題に関して、国会が的確な情報に基づき審議するために、科学技術に関する立法補佐機能が求められるようになりました。そこで、2010年に「科学技術室」を設置して調査体制を強化するとともに、同室が中心となって「科学技術に関する調査プロジェクト」を実施することとなりました。これは、科学技術に関する重要な国政課題の中から選定したテーマについて、外部有識者・専門機関等と連携して調査を行うものです。2012年度は「海洋開発をめぐる科学技術政策」をテーマに調査を行い、その成果を2冊の報告書に取りまとめ、併せてこれに関連する政策セミナーを実施しました。

(3) 連携協力室、憲法課の設置

2011年4月、国内外の関係諸機関との連携協力を推進し、国会に対する情報提供機能を 強化するため、「連携協力課」が設置されました。現在は「連携協力室」として、大学、調 査研究機関、海外議会図書館、国際機関等との連携・協力事業を行い、立法調査サービス の基盤整備に努めています。

また、衆議院・参議院両院の憲法審査会の活動状況に対応し、調査及び立法考査局においても調査体制の強化を図る必要性が高まったことから、2012年4月に政治議会課憲法室を改組して「憲法課」を設置しました。

(4) 海外の議会図書館等への協力

海外の議会図書館等への協力については、国立国会図書館の使命と概ね 5 年間で取り組むべき目標を掲げた「私たちの使命・目標 2012-2016」に基づく「戦略的目標」の 1 つとしても取り上げられており、調査及び立法考査局における重要な業務となっています。主な取り組みを 2 件ご紹介します。

まず、2007年に韓国国会立法調査処が設立されたことを受け、2009年から韓国国会立法 調査処との業務交流を毎年行っています。1年おきに相互の機関を訪問し、関心テーマを設 定して双方からの報告と意見交換を行っています。2012年度は、「高齢化社会への政策対応」 をテーマとして活発な意見交換を行いました。なお、この業務交流は韓国国会図書館との 業務交流に合わせて実施しています。 また、ベトナム国会図書館の整備・機能拡充への協力も行っています。2012 年 10 月にはハノイで開かれたワークショップ「議会図書館:諸外国の経験」(ベトナム国会事務局等主催)に職員を派遣し、調査及び立法考査局の概要とその活動を報告し、ベトナム国会図書館の機能強化のための提言を行いました。これに続いて今月 6 日から 1 週間、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて職員を 1 名派遣しました。今後も継続的な協力を行っていく予定です。

(5) 国会会議録検索システムの拡充

前述のとおり、調査及び立法考査局では国会会議録検索システムを作成・維持し、国会及び国民に提供しています。本システムは 1998 年に国会への試験提供を開始し、2001 年から第 1 回国会以降全ての会議録データを収録して、インターネットによる提供を始めました。以降、有益な国会情報として評価を得ているものの、画像データの旧式化や検索レスポンスの低さなどの課題が顕在化してきました。そこで、2014 年度のシステムリプレースを機に、①検索レスポンス向上、②障害者等アクセシビリテイ向上、③画像データを PDF化・固定 URL 化することによって、現在はテキスト情報のない画像データ(国会会議録の末尾資料、追録等)へ議事発言データから参照できるようにする、といった機能改善を図る予定です。

さらに、2018年のシステムリプレース時には、法律案や公報、先例集、その他の国会発生情報をデジタル化するなどによりコンテンツ拡充を図り、一層のアクセス拡大を目指すべく、関係各所との調整やシステム的な検討等を進めていく想定です。

おわりに

以上、調査及び立法考査局の活動の概要と最近の動きを中心にご説明しました。今後も引き続き、調査員の調査能力の向上を図りながら、依頼調査や予測調査等を通じて国会議員の立法活動を強力にサポートするとともに、国民への国会情報の提供にも力を入れていく所存です。社会状況の変化に応じてきめ細かなサービスの実現を目指していきたいと考えています。

以上でご報告を終わります。